

身体拘束マニュアル

1：身体拘束の定義（厚生労働省が「身体拘束ゼロへの手引き」の中で挙げている行為

- ①徘徊しないように、車椅子やいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ②転倒しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等を付ける
- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように Y 字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルを付ける
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する(鍵のかかる部屋に閉じ込める)

2：身体拘束の弊害

①身体的弊害

- ・関節の拘縮、筋力低下、褥瘡の発生などの外的弊害
- ・食思低下、心肺機能の低下、感染症への抵抗力の低下などの内的弊害
- ・拘束中の無理な立ち上がりやベッド柵乗り越えによる転倒転落、抑制帯等による窒息や皮膚トラブル等の事故

②精神的弊害

- ・不安や怒り、屈辱、諦めといった精神的苦痛を与え、尊厳を侵す
- ・認知症の進行、せん妄
- ・家族の混乱、後悔、罪悪感
- ・スタッフもケアに自信が持てなくなり、モチベーションの低下

③社会的弊害

- ・社会的な不信、偏見を招く
- ・拘束による事故が発生すれば、医療費や損害賠償などの経済的影響もある

3：安全衛生委員会にて身体拘束について検討する。

①毎月の安全衛生委員会で身体拘束が行われていないかを確認する。

ベッドを移動した後などに、ベッドが壁付けされていないかを確認する。

②やむを得ず身体拘束を行っている場合は以下を確認する。

- ・3つの要件(切迫性・非代替性・一時性)のすべてを満たす状態であるか。
- ・家族への説明、同意がされているか。
- ・「身体拘束に関する説明書」にサイン捺印され、保管されているか。
- ・身体拘束に関する経過記録が書かれているか。
- ・定期的に身体拘束解除の為の検討がされているか。

4：勉強会の実施・研修への積極的参加

身体拘束に関する勉強会を年1回開催する。

身体拘束に関する研修に積極的に参加する。

5：緊急、やむを得ず身体拘束を実施する場合は以下の手順で実施する。

①切迫性・非代替性・一時性の3つの要件をすべて満たす状態であることをフロアスタッフで確認する。

②施設長・副施設長・安全衛生委員長へ報告し、身体拘束を開始する。夜間の緊急の場合は翌朝報告する。

③利用者・家族へ「身体拘束に関する説明書」に基づき説明を行い、同意を得る。説明書にサインと捺印をして頂き、原本はカルテに綴じる。コピーを1部作成して家族に渡す。

④記録 ・身体拘束開始時・終了時に、必要性や検討内容などを経過記録、第7表に記録する。

・身体拘束時間、拘束中の利用者の心身の状態、言動などを「身体拘束に関する経過観察記録用紙」に記入する。

⑤身体拘束解除を目標に定期的に(週1回)フロアにて検討し、その結果を「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過記録・再検討記録」と第7表に記録する。また施設長、副施設長、安全衛生委員長に報告する。